

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付の一部を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、Aにおいて交通誘導警備員として業務に従事していたが、平成○年○月○日、B県B市内の業務を終え、同僚の運転する軽自動車に同乗し帰社途中、前方車両が停車したため、請求人の同乗していた軽自動車も続いて停車したところ、後続車（普通貨物自動車）に追突されて負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、同日、D病院に受診し「胸部打撲傷」（以下「本件傷病」という。）と診断されその後、E整形外科等の複数の医療機関に受診し、加療した。

請求人は、本件傷病の治療費及び休業損害について加害者の自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）に請求するとともに、監督署長に対し、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間の休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、休業の必要性が認められる期間は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの93日間（待機期間3日を含む）であるとするとともに、その間の休業補償については、自賠責保険により、休業損害が支払われるため、までの間につき休業特別支給金のみを支給し、その余については支給しない旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却

したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、平成○年○月○日から同年○月○日までの期間に係る休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人の休業補償給付請求期間の「通院交通費明細書」、休業損害証明書及び「自動車損害賠償責任保険・共済診療報酬明細書」から、請求人の本件事故による傷病の療養状況をみると、請求人は、平成○年○月○日以降、同年○月○日までの間（以下「本件期間」という。）、自主判断で、休診日以外は全日E整形外科に合計47日、F病院に2日、G耳鼻科に1日それぞれ通院していることが認められる。
- (2) 休業補償給付の支給の判断に当たっては、上記（1）の通院の事実だけでなく、請求人が①本件事故の発生前から肩関節周囲炎や頸肩腕症候群で療養していたこと、②請求人と同じく本件事故に遭遇した同乗運転者が本件事故の直後から職場復帰していること、③本件事故当日から本件期間直前の平成○年○月○日までの請求人の療養の状況等について、休業補償給付の支給に係る「判断の要件」に基づき、請求人が平成○年○月○日以降も連日通院する必要がある、療養のため労働することができなかったかどうかについて検討する必要がある。
- (3) 本件事故の程度についてみると、同乗者（運転者）は本件事故の2日後の平成○年○月○日から出勤している。

また、本件事故当日の搬送先であるD病院では、「交通外傷による胸部打撲」

と診断されているが、「左下部肋骨に軽度圧痛あり」とされているほか、腹部超音波検査は陰性、全身CT検査も目立った所見なしとされていることも併せ考えれば、請求人の本件傷病の状態は本件事故発生当初から比較的軽度であったものと認められる。

(4) E整形外科における治療内容をみると、平成○年○月○日からホットパックによる物理療法が開始され、以後は湿布剤である「ロキソニンテープ」の支給、器具等による「左腰消炎鎮痛等処置」、マッサージ等の手技による「両肩消炎鎮痛等処置」であることが認められる。このことから、請求人の本件傷病の状態は、本件事故発生から約1週間後には、既に疼痛に対する対処療法であったことが認められる。

(5) 次に請求人がH医師から紹介され、MRI検査を行ったI医師の診断書には、治ゆまたは治ゆ見込日については、「○年○月○日」、平成○年○月○日実施の3回目のMRIの検査の結果については、「請求人の今回の外傷と硬膜下水腫は関連がなく、むしろ年齢的な脳萎縮が認められる。」と記載されており、このことはH医師に対しても診療情報提供書により提供されている。

(6) さらに、J医師は、「神経学的に異常なく、レントゲンもMRIも特に異常なく、自覚的症状のみにて長期間の休業を要する状態とは考えがたい。(請求人が)訴えられている症状の原因となる他覚的症状が明確でなく、整形外科的に診断し難い症状の様に思う」旨意見しており、請求人の本件傷病による長期の休業の必要性を否定している。

(7) 以上により、本件事故の発生前から請求人が肩関節周囲炎や頸肩腕症候群で療養していたことを踏まえ、本件傷病の程度、療養の経過、医証等を総合的に検討すると、請求人が療養のため休業が必要と認められる期間は、最長でもI医師が治ゆ日と判断した平成○年○月○日までとみることが相当である。

したがって、当審査会としても、平成○年○月○日以降について請求人は、療養のため労働することができないとは認められず、休業の必要性が認められないから、休業補償給付の支給対象にはならないと判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした本件期間に係る休業補償給付を支給しないとした処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。